



熱中症による死亡と会社の安全配慮義務違反・民事損害賠償責任

造園業を営むA社に勤務するX(34歳)が真夏の炎天下(午後4時30分現在で39℃)で庭木の伐採・剪定や清掃作業等に従事していたところ、Xが熱中症により死亡したとして、遺族がA社に対して損害賠償請求を提起した事案があります。

1、一審判決では、真夏の昼間に屋外での作業を命じている場合には熱中症を発生する可能性があることをA社が予見しており、Xが熱中症になることを防止するためにA社にどのような

判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 長谷川ふき子

99

な義務が生じ、その義務を履行すればXの死亡の結果を防止できたかを問題とすべきであるとなりました。Xが熱中症になったのが午後3時50分頃としたうえで、A社がXに対して、できるだけ日陰の作業とし、休憩時間を定期的に取り入れるとともに水分補給を行わせており、A社には注意義務違反が認められず、遺族からの損害賠償請求を認めませんでした。

2、これに対し第二審判決はA社の責任を認めまし



た。

第二審判決では、まず、Xが午後2時頃には体調不良を訴えたにもかかわらず午後3時50分頃にXが意識消失状態となり、救急車が到着するまで、A社の現場監督がXを適切な場所に移動させ休養を取らせなかったと事実を認定しました。

(1) A社の現場監督は、現場でXを指揮監督する立場にありながら、Xが午後2時頃から具合が悪くなったことを認識した後、Xの状態を確認しておらず、高温環境を脱するために適切な場所での休養をさせることも考慮せず、そのままXを現場に放置し、熱中症による心肺停止状態に至る直前

まで、救急車を呼ぶ等の措置をとらなかつたのであるから、現場監督は、Xの熱中症による死亡について不法行為責任を負うとしました。

現場監督はA社の従業員であり、A社の事業の執行につきなされたものであるから、A社には損害賠償義務がある、と結論付けました。

(2) さらに、A社自体の安全配慮義務違反についても、熱中症の発症による死亡災害の防止対策のために具体的にどのような対策をすべきかについては、厚労省における各種通達等により対応策を示しており、これが使用者の義務を作成する際の根拠となり得るとしています。

A社には現場監督に対して、労働者が熱中症を発生した場合における対処方法を教育する義務があったにもかかわらず労働安全教育をしていなかったと認められ、A社の安全配慮義務違反による損害賠償責任を認めました。

3、裁判例から見る対応策

(1) 厚生労働省の通達等が直ちに会社の熱中症対策における法的基準となるものではありません。しかし、厚労省「職場における熱中症の予防について」には「事前措置」とともに「応急処置」としての対応策が記載されています。

この事案においても、午後2時頃の段階で涼しい場所での休養・水分塩分補給を講じるとともに、あらかじめ現場監督に対して、救急連絡網の周知、救急隊要請などの手順を周知徹底しておくことで、最悪の事態をまぬかれた可能性は否定できません。

(2) 会社としては、熱中症発症後の対応や救急措置を周知徹底しておくことに心掛けてください。

(参考) 大阪高等裁判所 判決平成28年1月21日
(成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝

当協会では、令和4年6月28日に「熱中症予防管理者研修」を実施します。詳しくは、本誌はさみ込み案内もしくは下記二次元コードをご覧ください。

